

地方独立行政法人市立吹田市民病院職員定期健康診断等委託業務 仕様書

(別紙)

<特定化学物質等取扱者特別健康診断>

- (1) 日程・会場 定期健康診断実施期間・定期健康診断会場で実施。
- (2) 対象者 特定化学物質及び有機溶剤等を使用する業務に従事する職員（一部、過去に使用履歴がある者） 約380人/年
- (3) 検診項目

項目	対象物質
問診	全物質（産業医の資格を有し、産業医経験のある医師が行う）
尿中代謝物 （メチル馬尿酸）検尿	シンナー（キシレン）
血液検査 （白血球数及び白血球百分率、赤血球数及び血色素量またはヘマトクリット値）	電離放射線

<物質ごとの検査内容>

検 査 内 容
特殊健康診断1（シンナー（キシレン）） 問診（既往歴・業務歴の調査、自他覚症状の有無）、医師診察、尿中代謝物（メチル馬尿酸）
特殊健康診断2（電離放射線） 問診（既往歴・業務歴の調査、自他覚症状の有無、被爆歴の有無）、医師診察（皮膚の診察、白内障に関する目の診察を含む）、血液検査（白血球数及び白血球百分率、赤血球数及び血色素量またはヘマトクリット値）

- (4) 受診票 業務歴、業務内容、対象物質の使用頻度及び使用時間等を調査できる受診票を使用すること。対象者の職員番号、氏名及び所属名を記載し、使用物質及び検査項目がわかるように表記をすること。必要な尿スピッツ・検尿コップは受診票納品と同時に納品すること。
- (5) 結果報告
- ア 電離放射線健康診断の個人票を記入すること。
- イ 電離放射線健康診断の医師の診断の欄は、「管理A」ではなく「異常なし」と記載すること。
- ウ 個人宛通知文を封書にて通知すること。また、台帳を作成し、結果一覧表も病院総務室へ提出すること。
- エ 個人宛通知文と同じ物を病院総務室へ提出すること。いずれも受診後4週間以内に納品すること。
- (6) その他 結果の判定については労働省労働衛生試験研究（昭和46年）の管理区分を用いること。一次健診で要精密検査に該当する者がいる場合は、「管理C」とせずに「要

精密検査」とすること。医師診察時は問診項目・業務内容を含めて問診を入念に行ったうえで丁寧に診察をすること。業務による影響があると考えられる場合は、具体的に職場でどのような対処を要するかを当院に説明すること。